

いかのおすし



いか ない(知らない人にはついて行かない)



の らない(知らない人の車に乗らない)



お おごえをだす(助けて!と大声を出す)



す ぐ逃げる(連れていかれそうになったら、すぐ逃げる)



し らせる(近くの大人に何があったか知らせる)

秋田県生活環境部 県民生活課

電話 018-860-1522 F A X 018-860-3891

E-mail kotsu@mail2.pref.akita.jp

U R L <https://www.pref.akita.lg.jp/seikatu/>

巻頭

P 2

県からのお知らせ
「県民のつどい」の開催など

安全・安心まちづくり功労者表彰
知事表彰を3団体が受賞

祝 安全・安心まちづくり功労者表彰

10月9日、「令和6年度秋田県安全・安心まちづくり功労者表彰式」が県庁にて開催され、今年度は、

- ・大館市立城西小学校安全ガードボランティア隊（大館市）
- ・飯島小学校子ども安全見守り隊（秋田市）
- ・中川子供見守り隊（仙北市）

が知事表彰を受賞されました。

この表彰は、自主的な活動や先駆的な取組を行い、他の模範となる顕著な功績があった団体や個人を表彰するものです。

受賞された団体の皆様には、地域の安全安心のため、献身的な御尽力をいただいていることに感謝申し上げますとともに、今後とも「犯罪のない秋田」の実現に向けて、御活躍くださるようお願いいたします。



前列（左から）

大館市立城西小学校安全ガードボランティア隊
飯島小学校子ども安全見守り隊
生活環境部長
中川子供見守り隊

後列

大館市立城西小学校教頭先生

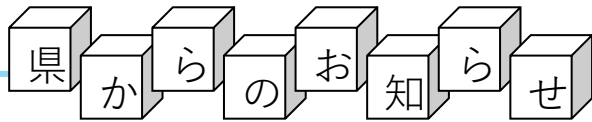
表彰に引き続き、担当関係者会議を開催

表彰式に続き、県や県警、教育庁、市町村・市町村教育委会等の防犯関係機関が一堂に会し、安全・安心まちづくり関係者会議を開催しました。

会議では、大館市立城西小学校安全ガードボランティア隊の活動状況等を同隊代表川上勝男氏から発表していただいた後、出席者を5つのグループに分けて、自主防犯活動団体との連携などについてグループワークを実施しました。



秋田県安全・安心まちづくり



犯罪被害者週間

「県民のつどい」を開催しました。

身近に犯罪の被害に遭われた方がいたら、まずは自分から勇気を出して寄り添い、皆で支え合える社会を作っていきましょう。

11月2日、あきた芸術劇場ミルハスにおいて、犯罪被害者週間「県民のつどい」を開催しました。

「県民のつどい」は、犯罪被害者等に対する県民の理解と適切な配慮や支援がなされ、その尊厳が守られる社会の形成の促進を目的として毎年開催しています。

今年度の「県民のつどい」では、市川武範氏から「居場所を奪われた犯罪被害者」と題して御講演をいただきました。

市川氏は、令和2年5月26日深夜、自宅に侵入した全く面識のない暴力団の男に長女(当時22歳)と次男(同16歳)を拳銃で殺害され、被害者遺族となり、事件後もメディアによる誤報やインターネット上の心ない書き込みに悩まされました。

市川氏は、理不尽な立場に置かれている被害者の状況などについて全国で講演活動を行っております。

講演の他、命の大切さ学習教室に参加した児童・生徒による手紙の朗読、等身大の人形パネル展示により命の大切さを訴える「生命のメッセージ展」等を行いました。

講演

「居場所を奪われた犯罪被害者～」

講師 市川 武範 氏



令和2年5月26日深夜、全く面識のない暴力団の男が自宅に侵入し、長女(当時22歳)次男(当時16歳)を銃殺後、拳銃自殺した。事件後、メディアによる誤報やインターネット上の心ない書き込みに悩まされる。その後、地元紙で事件に関する記事が掲載されたことをきっかけに、理不尽な立場に置かれている被害者の状況などについて、全国での講演活動が始まる。

また、自治体における被害者支援の重要性を訴え、令和4年3月の長野県犯罪被害者等支援条例制定時には、被害者遺族の立場から意見を提出するなどの取組や昨年4月に立ち上げた自衛グループ「つむぐ」の世話人の一人として活動を行っている。



自転車の危険な運転に新たに罰則が整備されました。

運転中のながらスマホ(携帯電話)



スマートフォンなどを手に保持して、自転車を運転しながら通話する行為、画面を注視しながら運転する行為が新たに禁止され、罰則の対象となります。

※停止中の操作は罰則の対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転及び幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して、新たに罰則が整備されます。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

令和6年11月1日
道路交通法改正



© 2015 秋田県んだッチ

令和6年12月10日から令和7年1月3日まで

年末・年始特別警戒中



秋田市のアルヴェで出動式を行いました。

12月10日、秋田拠点センターアルヴェにおいて、秋田県知事、秋田市長、公安委員会委員長等を来賓に迎え、各地区防犯協会・防犯指導隊、関係機関・企業の約140人が参加のもと、「年末・年始特別警戒出動式」を開催しました。

出動式は、警察本部長挨拶に始まり、秋田県知事の激励の言葉、秋田市中心防犯協会会長の年末・年始特別警戒宣言の後、年末・年始特別警戒大使である秋田県出身お笑い芸人ハナコの岡部大様から激励の言葉をいただきました。

その後、出席者の見送りを受けた青色防犯パトロール車が、パトカーの先導のもと、特別警戒に出動しました。



家族の絆・地域の力で 詐欺ブロック ～年末・年始における犯罪や事故の防止～

年末・年始は、金融機関などを狙った強盗事件や飲酒運転、降雪の影響による交通事故等、県民に不安を与える事案の発生が危惧されています。

警察では、事件・事故を未然に防止し、県民のみなさんが安心して年末・年始を過ごすことができるように、防犯協会や防犯指導隊、ボランティア団体等と連携して特別警戒を行います。

●特殊詐欺被害防止●

- ・「家族の絆」で詐欺ブロック
- ・警察、家族に相談
- ・電話に工夫で特殊詐欺被害防止
- ・電子マネーは要注意
- ・「ATMに行け」は詐欺



●交通事故防止●

- ・飲酒運転の根絶
- ・冬道運転は慎重に
- ・早めのライト点灯
- ・命を守る反射材
- ・シートベルトを確実に



●家も車も施錠確認●

- ・外出、就寝時はドアや窓の施錠を確認
- ・二重ロックで安心を
- ・車降りたらドアロック
- ・身から離すな貴重品



●強盗被害防止●

- ・防犯設備の点検
- ・不審者・車の発見
- ・お客への声かけ
- ・通用口の施錠
- ・110番通報



